

資料 1

令和 7 年度 運営指導・監査について

－ 目 次 －

- 1 基本方針について (P3～P13)
- 2 指導・監査業務について (P14～P16)
- 3 運営指導及び監査後の手続き (P17～P20)
- 4 運営指導及び監査のながれについて (P21～P22)
- 5 指導状況について (P23～P31)

1 基本方針について

【指導の根拠】

- 介護保険法
- 介護保険施設等の指導監督について
(令和4年3月31日付厚生労働省老健局長通知)
- 介護保険施設等運営指導マニュアルについて
(令和4年3月31日付厚生労働省老健局長通知)
- 福島市介護保険施設等指導要綱
- 福島市介護保険施設等監査要綱

【指導方針】

高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させるためには、事業者等の適正な運営を確保するとともに、事業者等が自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービスの一層の質の向上を図り、利用者本位の質の高いサービスを提供することが求められている。

また、令和6年度報酬改定により基準省令が改正され、基準の変更や新たな基準が設けられ、より一層質の高いサービスの提供が求められている。事業者等は、関係法令等を遵守し適切なサービスの提供を行うことが必要であり、介護報酬等に関し、各種加算の要件や人員基準等を満たした上で、適正に算定し、請求することが求められる。

令和6年度の運営指導の結果を見ると、依然として運営に関する指摘が多く、また解釈誤りによる介護報酬等の算定誤りも見受けられ、基本的な事項に対する理解不足が見られる。

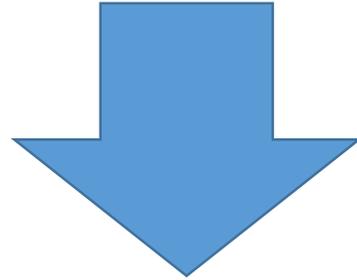
このような状況を踏まえ令和7年度においては、前年度の運営指導において指摘が多かった事項及び令和6年度の報酬改定で義務化された事項等について確認する。

また、事業運営の適正化、利用者保護及びサービスの質の確保の観点から集団指導及び運営指導を実施することで、人員基準の遵守や適正な介護報酬等の算定の徹底を図る。

なお、不適正情報等のあった事業者等に対しては、迅速かつ厳正に指導・監査を行うものとする。

【指導の目的】

サービスの質の確保及び適正化を図る



- 法、条例及びその他の各種関係法令等の規定に基づく、指定基準等の遵守
- 適切な利用者サービスの確保
- 適正な事業運営及び報酬の請求等
- 適切な危機管理への取り組み

【主な確認項目】

(1) 人員基準、勤務体制の確保等

- ・ 人員基準を満たしているか、施設・事業所間の兼務関係等が明確にされているか確認する。
- ・ 職員の資質向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しているか確認する。
- ・ 職場のハラスメント対策(職員間及び利用者・利用者の家族等によるもの)について、方針の明確化、相談体制の整備等が図られているか確認する。

(2) 高齢者虐待防止のための体制整備の実施

- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）の開催状況、虐待が発生した場合の対応や相談報告の体制・方法等を明確化した指針の策定状況、虐待防止のための従業者に対する研修の実施状況、これらの取り組みを適切に実施するための担当者の配置について確認する。

(3) 個別サービス計画の作成

- ・ 利用者に関する情報収集、アセスメント、多職種協同による個別サービス計画の作成、モニタリング、評価及び個別サービス計画の見直し等が適切に行われているか確認する。
- ・ 利用者に対する個別サービス計画内容の説明が適切に行われているか確認する。

(4)適切な利用者処遇の確保

- ・身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為等の不適切な処遇を防止するための措置を積極的に講じているか確認する。

(5)非常災害対策

- ・非常災害には火災だけでなく、地震、水害、土砂災害等の自然災害が含まれることから、災害の態様ごとに具体的な計画を作成するとともに、関係機関への通報・連絡体制の確保、消防計画に定めた訓練を地域住民の参加が得られるよう連携を図り実施しているか等を確認する。

(6)業務継続の取り組み

- ・感染症や災害が発生した場合に備え、必要な介護サービスの継続的な提供及び早期の業務再開を図るための体制が構築されているか確認する。

(7)感染症の予防及びまん延の防止のための対策

- ・感染症等の予防並びに発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催状況、指針の策定状況、従業者への研修及び訓練の定期的な実施状況を確認する。

(8)適正な介護給付費の算定

- ・基本報酬及び各種加算の算定について、算定誤りの有無、適正な算定及び過誤調整が行われているか確認する。特に、介護職員等処遇改善加算について、算定基準及び処遇改善計画に基づいた算定及び処遇改善が図られているか確認する。

(9)重要事項等のウェブサイトへの掲載

- ・令和7年4月より原則として、重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表が義務付けとなるため、掲載されているか確認する。

【重点確認事項】

■法令遵守の状況

- (i) 人員基準及び運営基準等について、自己点検体制が確保されているか。
- (ii) 職員に対する「人格尊重義務」の周知・徹底がされているか。
 - ・ 身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待及び介護放棄を行っていないか。
 - ・ 職員に対する研修などの虐待防止の取組みが行われているか。

■適切な利用者サービスの確保

- (i) 居宅サービス計画及び個別支援計画が適正に策定され、利用者の状況に即したものとなっているか。
また、当該計画に沿ったサービスの提供がされているか。
- (ii) 認知症について正しく理解し、利用者の人格を尊重し介護にあたっているか。
- (iii) 身体拘束の原則禁止について、職員に周知徹底されているか。また、やむを得ず身体拘束を実施する場合には、適切な方法で行われているか。

- (iv) 地域住民やボランティア団体等との連携及び交流を図る等、地域連携に努めているか。
- (v) 計画的な研修を実施するなど、サービスの質の向上に努めているか。
- (vi) 事業者として利用者等へ説明責任を果たすため、書類の整備等が適切に行われているか。
- (vii) 苦情への対応及びサービスの質の向上に対する取組みが適切に行われているか。

■介護報酬の請求等

- (i) 介護報酬の請求に誤りはないか。
- (ii) 加算の算定要件を満たしているか。
- (iii) 減算すべき介護報酬については減算しているか。
- (iv) 訪問介護員等が有料老人ホーム等の住宅管理職員等と兼務し、住宅におけるサービスと介護保険サービスが混同して行われること等により、介護報酬を不正に請求していないか。

■危機管理への取り組み

- (i) 施設等における防災体制の確保、火災、地震、風水害等が発生した場合の消火及び避難・通報体制の確保は適切か。
- (ii) 施設等における防犯体制の確保、利用者等に危害がおよぶ事態が発生または発生する恐れが生じた場合等における緊急時の対応体制の確保は適切か。
- (iii) 事故発生時の対応について、マニュアル等を作成し、適切な措置を講じているか。
- (iv) 衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延防止のための適切な措置を講じているか。

2 指導・監査業務について

【指導の形態】

■ 集団指導・・・年1回

本市ホームページへ資料掲載、閲覧後の確認報告により行う。
過去の指導事例等を紹介し、事業運営の適正化を図る。

■ 運営指導・・・概ね5年に1回

事業所を訪問し、事業者より関係書類等の説明を受けて、
面接の方法により行う。対象の事業者は、過去の運営指導の
実施状況、直近の運営指導の結果、集団指導の受講状況等を
踏まえて選定する。

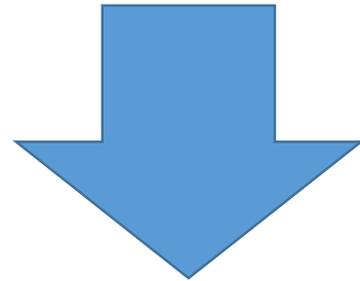
【監査への移行】

以下の状況を確認したときは、運営指導を中止し、直ちに監査を実施。

- 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者の生命又は身体の安全に危害が及ぶと判断した場合。
- 報酬請求に誤りが確認され、その内容に、不正若しくは著しい不当が疑われる場合。

【監査の方法】

- 通報、苦情、相談等に基づく情報
- 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられた苦情
- 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- 運営指導において確認した著しい運営基準違反や不正な請求



これらの情報等により、報告を求める、帳簿書類の提出や提示を求める、出頭を求める、事務所等へ立ち入る等の方法により
検査

3 運営指導及び監査後の手続き

【運営指導後の手続き】

■文書による結果通知（市⇒事業者）

(i) 文書指摘 ⇒ 改善措置が必要。

改善結果報告書を市に提出。

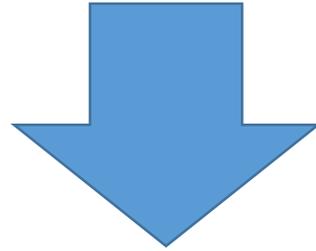
(ii) 口頭指摘 ⇒ 改善措置が必要。

改善状況について報告する必要なし。

(iii) 助言 ⇒ 事業の健全な運営に資すると考えられる事項。

努力事項であり改善義務なし。

文書指摘について改善状況を報告



■改善結果報告

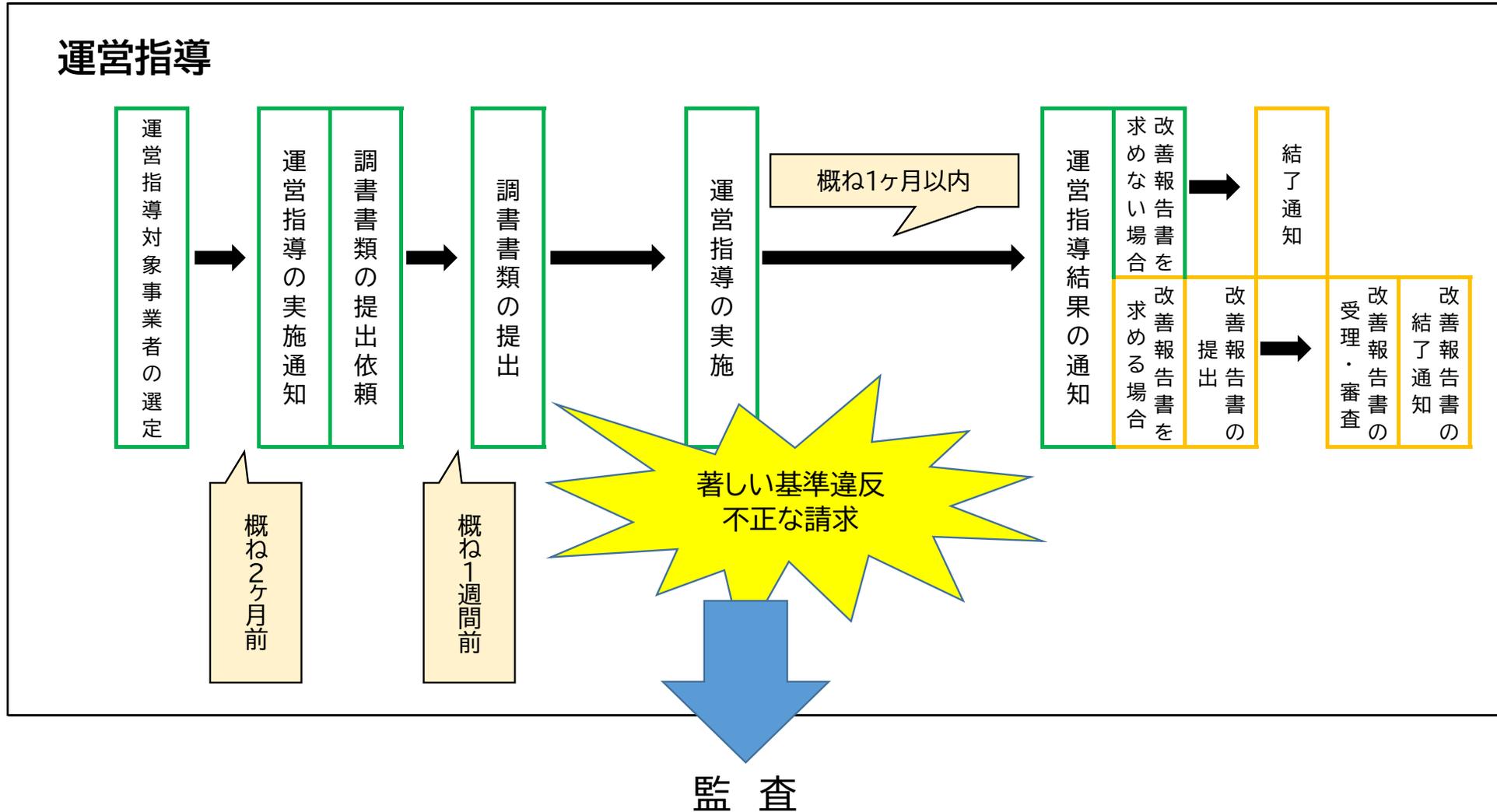
- ・改善ができたもの、または今後改善する見込みのものについては、具体的な改善の内容を「改善結果報告書」に記載。必要な資料を添付のうえ報告。
- ・また、過誤調整がある場合については、適切に自主点検が行われたことが分かる書類を提出。

【監査後の行政上の措置】

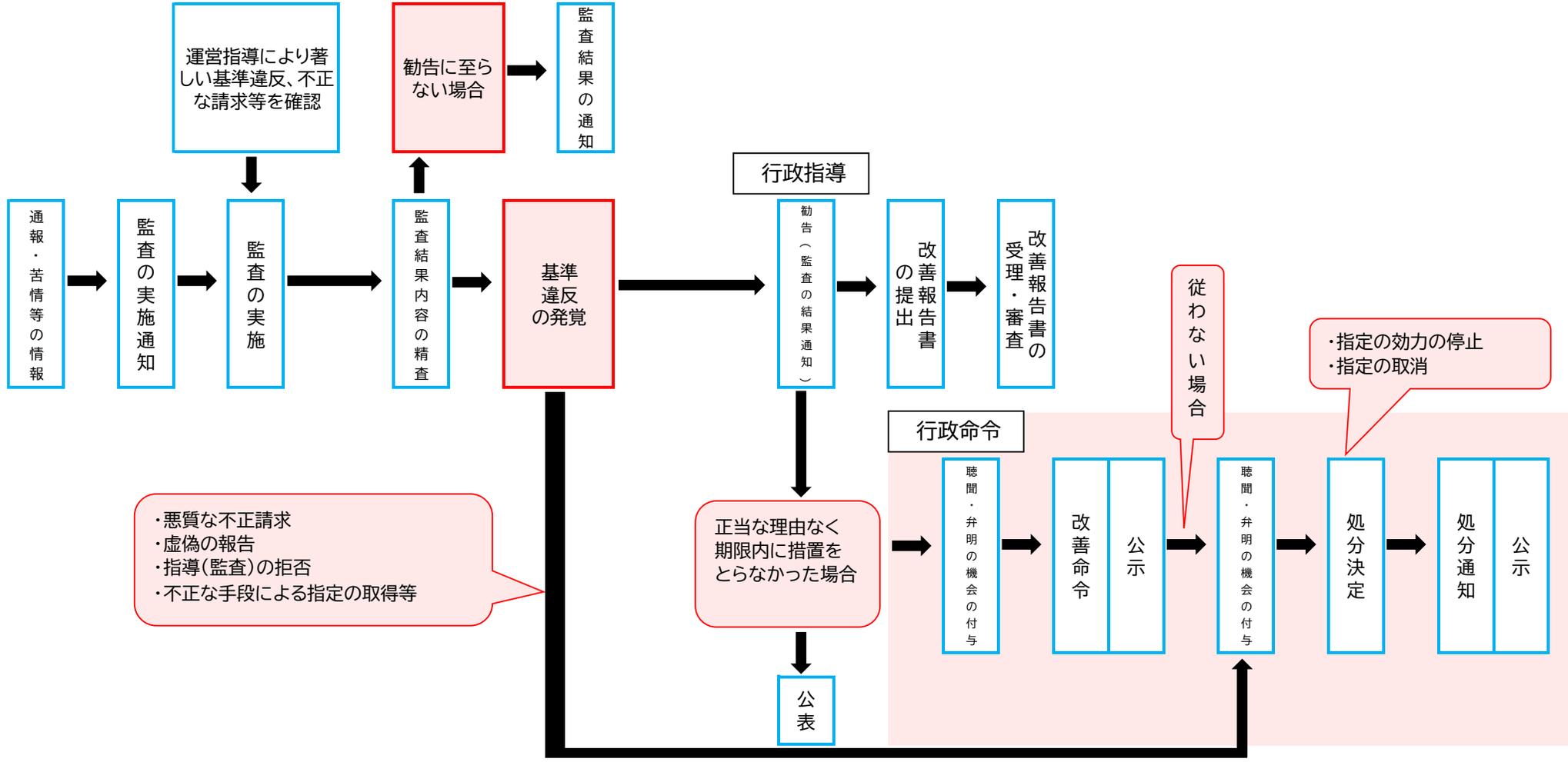
区分	項目	行政上の措置	補足
行政指導	勧告	指定基準違反の事実が確認された場合、対象の介護サービス事業者に対し、期限を定め、文書により基準を遵守すべきことを勧告し、期限内に文書により報告を行わせるもの。なお、これに従わなかった場合は、その旨を公表することができる。	
行政命令	命令	正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合、対象の介護サービス事業者に対し、期限を定め、文書により、その勧告に係る措置をとるべきことを命令し、期限内に文書により報告を行わせるもの。なお、命令した場合は、その旨を公表しなければならない。	

区分	項目	行政上の措置	補足
行政命令	指定の全部又は一部の効力の停止	指定基準違反等の内容等が <u>介護保険法第77条第1項等(※注1)</u> に該当する場合には、対象介護サービス事業者等に係る指定について、期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止することができる。その旨を公示しなければならない。	(※注1) 例として「請求に関して不正があった」、「基準上の人員数を満たすことができなくなった」、「報告又は帳簿書類の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または虚偽の報告をした」等が挙げられる。
	指定の取消	指定基準違反等の内容等が <u>介護保険法第77条第1項等(※注1)</u> に該当する場合には、対象介護サービス事業者等に係る指定について、取消をすることができる。なお、その旨を公示しなければならない。	

4 運営指導及び監査のながれについて



監査



5 指導状況について

【集団指導】

※令和6年度は、市ホームページに資料掲載の方式により実施

■対象事業所数 … 994事業所

■資料確認回答事業所数 … 866事業所

■回答率 … 87.1%

【運営指導】

■令和6年度 運営指導実績

No	サービス種別	対象事業所数 R6.4.1現在	実施事業所数 R7.3.31現在
1	訪問介護	87	27
2	訪問入浴介護	5	1
3	訪問看護	39	9
4	訪問リハビリテーション	9	0
5	居宅療養管理指導	7	0
6	通所介護	61	17
7	通所リハビリテーション	11	2
8	短期入所生活介護	28	9
9	短期入所療養介護	13	2
10	特定施設入居者生活介護	13	4
11	福祉用具貸与	23	3

No	サービス種別	対象事業所数 R6.4.1現在	実施事業所数 R7.3.31現在
12	特定福祉用具販売	23	3
13	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14	3
14	夜間対応型訪問介護	2	2
15	地域密着型通所介護	33	6
16	認知症対応型通所介護	18	5
17	小規模多機能型居宅介護	13	5
18	認知症対応型共同生活介護	35	10
19	地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-
20	地域密着型介護福祉施設入所者生活介護	3	1
21	看護小規模多機能型居宅介護	5	1
22	居宅介護支援	87	28
23	介護老人福祉施設	22	5
24	介護老人保健施設	12	2

No	サービス種別	対象事業所数 R6. 4. 1現在	実施事業所数 R7. 3. 31現在
25	介護予防訪問入浴介護	5	1
26	介護予防訪問看護	37	9
27	介護予防訪問リハビリテーション	8	0
28	介護予防居宅療養管理指導	6	0
29	介護予防通所リハビリテーション	11	2
30	介護予防短期入所生活介護	26	9
31	介護予防短期入所療養介護	13	2
32	介護予防特定施設入居者生活介護	13	4
33	介護予防福祉用具貸与	23	3
34	特定介護予防福祉用具販売	23	3
35	介護予防認知症対応型通所介護	18	5
36	介護予防小規模多機能型居宅介護	11	5
37	介護予防認知症対応型共同生活介護	34	10

No	サービス種別	対象事業所数 R6.4.1現在	実施事業所数 R7.3.31現在
38	介護予防支援	22	6
39	訪問型サービス	85	26
40	通所型サービス	87	20
合 計		985	250

令和7年度 運営指導計画

※R7.4.1現在

No	サービス種別	対象事業所数	計画事業所数
1	訪問介護	85	20
2	訪問入浴介護	5	2
3	訪問看護	41	12
4	訪問リハビリテーション	9	2
5	居宅療養管理指導	7	2
6	通所介護	61	18
7	通所リハビリテーション	11	4
8	短期入所生活介護	27	11
9	短期入所療養介護	12	4
10	特定施設入居者生活介護	13	6
11	福祉用具貸与	24	2

No	サービス種別	対象事業所数	計画事業所数
12	特定福祉用具販売	24	2
13	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15	3
14	夜間対応型訪問介護	2	0
15	地域密着型通所介護	32	8
16	認知症対応型通所介護	16	4
17	小規模多機能型居宅介護	5	5
18	認知症対応型共同生活介護	36	10
19	地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-
20	地域密着型介護福祉施設入所者生活介護	2	1
21	看護小規模多機能型居宅介護	5	1
22	居宅介護支援	88	21
23	介護老人福祉施設	22	11
24	介護老人保健施設	12	4

No	サービス種別	対象事業所数	計画事業所数
25	介護予防訪問入浴介護	5	2
26	介護予防訪問看護	39	11
27	介護予防訪問リハビリテーション	8	2
28	介護予防居宅療養管理指導	6	2
29	介護予防通所リハビリテーション	11	4
30	介護予防短期入所生活介護	25	9
31	介護予防短期入所療養介護	12	4
32	介護予防特定施設入居者生活介護	13	6
33	介護予防福祉用具貸与	24	2
34	特定介護予防福祉用具販売	24	2
35	介護予防認知症対応型通所介護	16	4
36	介護予防小規模多機能型居宅介護	11	5
37	介護予防認知症対応型共同生活介護	35	9

No	サービス種別	対象事業所数	計画事業所数
38	介護予防支援	24	6
39	訪問型サービス	81	20
40	通所型サービス	86	26
合 計		982	267